

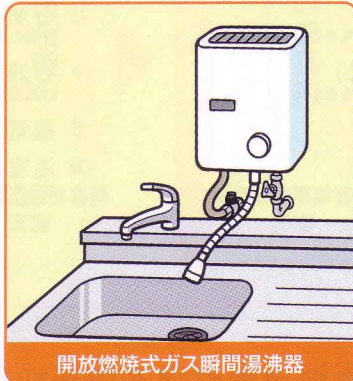
# 特定保守製品取引事業者様 関連事業者様

## 重要なお知らせ

### 事故を防ぎ、長く安全に使うために 「長期使用製品安全点検制度」が 平成21年4月1日施行

#### 特定保守製品 (ガス・石油機器)

※ ガスパナー付ふろがまには、  
給湯付を含む  
※ 石油給湯機は、ふろがま付を含む



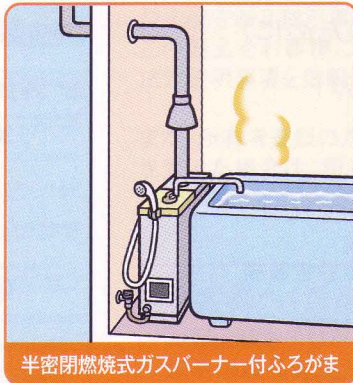
開放燃焼式ガス瞬間湯沸器



半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器



密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器



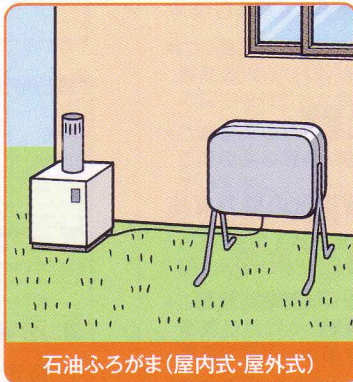
半密閉燃焼式ガスパナー付ふろがま



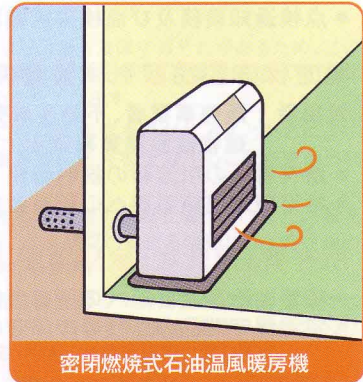
密閉燃焼式ガスパナー付ふろがま



石油給湯機(屋内式・屋外式)



石油ふろがま(屋内式・屋外式)



密閉燃焼式石油温風暖房機

※ 特定保守製品には、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機(温水を利用するものは除く)もあります。



# 長期使用製品安全点検制度のお知らせ

近年、製品の経年劣化が主因となる重大な事故が発生しており、市場出荷後の製品につき経年劣化による事故を未然に防止するための措置の必要性が認識されるに至りました。

このため、第168回臨時国会において、消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについて、経年劣化による製品事故を未然に防止するため、消費者による点検その他の保守を適切に支援する制度（長期使用製品安全点検制度）が制定されました。

本制度は平成21年4月1日より施行されます。

特定保守製品取引事業者様<sup>\*1</sup>及び関連事業者様<sup>\*2</sup>には、この制度をご理解いただき、お客様への制度の説明、所有者票の代行記入及び所有者情報提供のご協力をお願いいたします。

※1※2 下記参照

## 特定保守製品9品目

- 1 都市ガス用瞬間湯沸器(屋内式)  
ガスの消費量が70キロワット以下のもの。業務用給湯器を含む。
- 2 液化石油ガス用瞬間湯沸器(屋内式)  
ガスの消費量が70キロワット以下のもの。業務用給湯器を含む。
- 3 都市ガス用ふろがま(屋内式)  
ガスの消費量が21キロワット以下のもの。
- 4 液化石油ガス用ふろがま(屋内式)  
ガスの消費量が21キロワット以下のもの。
- 5 石油給湯機(屋内式・屋外式)  
灯油の消費量が70キロワット以下のもので、熱交換器容量50ℓ以下のもの。  
業務用給湯機を含む。
- 6 石油ふろがま(屋内式・屋外式)  
灯油の消費量が39キロワット以下のもの。
- 7 石油温風暖房機(密閉燃焼式)  
灯油の消費量が12キロワット以下のもの。
- 8 電気食器洗機(ビルトイン式)
- 9 浴室用電気乾燥機  
温水を利用するものは除く。定格消費電力が10キロワット以下のもの。

## 長期使用製品安全点検制度の概要

### 制度の構成(安全に長く使うために)

- 1 特定保守製品の指定(上記参照)
- 2 特定製造事業者等の義務  
対象者：特定保守製品の製造、輸入事業者  
※OEM製品は基本的にブランド事業者が該当
  - 経済産業局長への事業の届出義務
  - 設計標準使用期間及び点検期間の設定義務
  - 製品への表示義務
  - 製品への書面及び所有者票の添付義務
  - 製品の所有者情報の管理義務
  - 点検等の保守サポート体制の整備義務  
(法施行日前の既販品も対象)
  - 点検通知義務及び点検実施義務
- 3 特定保守製品取引事業者の義務と責務  
対象者：販売事業者、不動産販売事業者、  
建物建築請負事業者
  - 所有者への引渡時の説明義務
  - 特定製造事業者等への所有者情報提供の協力責務
- 4 所有者(消費者、家屋賃貸人等)の責務
  - 特定製造事業者等への所有者情報の提供の責務
  - 特定保守製品の点検等の保守の責務
- 5 関連事業者の責務  
対象者：不動産取引仲介事業者、設置・修理事業者、  
ガス・石油・電気供給事業者
  - 所有者情報の提供の責務

### 製品本体表示と所有者票について

#### 1 製品本体の表示

##### 表示のイメージ

##### 特定保守製品

1. 特定製造事業者等名  
株式会社ABC  
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町\*\*
2. 製造年月  
20XX年XX月
3. 型式名  
XXX-XXXXXXX
4. 製造番号  
XXXX-XXXXXXX
5. 設計標準使用期間  
△△年
6. 点検期間  
20XX年XX月～20XX年XX月
7. 問合せ連絡先  
株式会社ABC お客様相談センター  
0120-XX-XXXX

※ 3,4の記載はいずれでも可。

#### 2 所有者票(登録はがき)の添付

特定保守製品にはお客様の情報をお知らせいただくための所有者票(登録はがき)が添付されています。これによって、特定製造事業者等は、所有者に対して、特定保守製品の点検時期の通知や、特定保守製品の適切な保守に資する事項の通知をいたします。



# 製品引き渡し時のお願いと所有者票についての注意点

**1 義務**

販売時の説明

特定保守製品取引事業者様  
及び関連事業者様

**2 責務**

所有者票の記入・送付のご協力

お客様

この制度が確実に実施されるためにはお客様への説明・所有者情報の提供が大変重要です。

所有者情報を提供された場合は、所有者票に記入の上、特定製造事業者等へ返送ください。

※関連事業者様(施工業者様など)は所有者票を必ず特定製品取引事業者様にお渡しください。



## 販売時のお客様への法定説明事項

所有者票の例(表面)

<p>郵便はがき</p> <p>〒XXXXXXXXXX</p> <p>(受取人)</p> <p>XXXXXXXXXX</p> <p>株式会社ABC</p> <p>お客様カード登録係 行</p> <p>〒XXXXXXXXXX</p> <hr/> <p><b>特定保守製品</b></p> <p>1. 製品名 XX-XXXXXX</p> <p>2. 特定製造事業者名 株式会社ABC</p> <p>3. 製造年月 20XX年XX月</p> <p>4. 製造番号 XXXX-XXXXXX</p> <p>5. 設計標準使用期間 〇年</p> <p>6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月</p> <p>販売事業者: 特定保守製品取引(事業者)記入欄</p> <p>販売事業者: 20XX年〇月〇日</p>	<p><b>お客様記入所有者票</b></p> <p>■お客様へ(法定説明事項)</p> <p>お買い上げしました製品は、平成21年4月1日施行の消費生活用製品安全法(消安法)で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消安法上、次のことが求められています。</p> <p>この製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれがあるため、この製品の所有者は、点検期間に点検を行う有償の法定点検(有償)を受ける必要があります。</p> <p>この製品の所有者は、所有者登録の義務に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受けることになります。</p> <p>この製品の所有者は、所有者登録の義務に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受ける必要があります。</p> <p>■販売事業者(特定保守製品取引(事業者)等)へ</p> <p>お買い上げしました製品は、平成21年4月1日施行の消費生活用製品安全法(消安法)で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消安法上、次のこと(1)～(4)が求められています。</p> <p>(1)この製品の所有者は、所有者登録の義務に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受ける必要があります。</p> <p>(2)この製品の所有者は、所有者登録の義務に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受ける必要があります。</p> <p>(3)この製品の所有者は、所有者登録の義務に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受ける必要があります。</p> <p>(4)この製品の所有者は、所有者登録の義務に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受ける必要があります。</p> <p>販売事業者: 特定保守製品取引(事業者)記入欄</p> <p>販売事業者: 20XX年〇月〇日</p>
--	--

特定保守製品取引事業者様は、消安法上、この製品をお客様に引き渡す際、下記の法定説明事項を説明する義務があります。

また、所有者登録のためお客様(所有者)から所有者情報の提供を受けた場合は、所有者票の送付又は裏面の登録方法などによって特定製造事業者等に速やかに提供してください。

### お客様へ(法定説明事項)

お買い上げしました製品は、平成21年4月1日施行の消費生活用製品安全法(消安法)で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消安法上、次のことが求められています。

- この製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれがあるため、この製品の所有者は、点検期間に点検を行う(有償の法定点検)などの保守を行うことが求められています。
- この製品の所有者は、この所有者票を送付することなどにより、この製品の製造・輸入事業者に所有者登録することが求められています。
- この製品の所有者は、所有者登録の情報に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受けることになっています。
- この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登録が求められます。裏面の所有者登録の連絡先又は製品に表示の連絡先に速やかに連絡をお願いします。
- 所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を返送代行するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者に所有者情報を速やかに提供することについて協力することになっています。

(裏面)

<p>この所有者票はお客様の記入となります。取扱説明書とともに大切に保管してください。</p> <p><b>所有者登録の方法</b></p> <p>所有者登録: インターネット、携帯電話、電話のいずれかにより登録して下さい。</p> <p><b>所有者登録(郵便はがき)での登録</b></p> <p>所有者登録(郵便はがき)での登録は、各社様からご送付下さい。送付先は、お買い上げいただいた製品の製造・輸入事業者(販売事業者)です。</p> <p>インターネットでの登録(各社様専用)</p> <p>インターネットでの登録: <a href="http://www.abc.jp/user">http://www.abc.jp/user</a> ページからアクセスして下さい。</p> <p>携帯電話での登録(各社様専用)</p> <p>携帯電話での登録: <a href="http://www.abc.jp/user">http://www.abc.jp/user</a> ページからアクセスして下さい。</p> <p>電話での登録(各社様専用)</p> <p>電話での登録: 株式会社ABCの顧客相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。受付時間は平日09～17時です。</p> <p>■所有者登録に関する情報は、個人情報保護法及び当社規定に基づいて適切に管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせを発生する場合には使用いたします。</p> <p>■所有者登録情報の変更又は法定点検についてのお問合せは、下記連絡先又は裏面の連絡先へご連絡下さい。ホームページでは法定点検に関するお知らせがあります。</p> <p>株式会社ABCの顧客相談センター 0120-XX-XXXX</p> <p>株式会社ABCホームページ <a href="http://www.abc.jp/">http://www.abc.jp/</a></p> <p>1. 製品名 XX-XXXXXX</p> <p>2. 特定製造事業者名 株式会社ABC</p> <p>3. 製造年月 20XX年XX月</p> <p>4. 製造番号 XXXX-XXXXXX</p> <p>5. 設計標準使用期間 〇年</p> <p>6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月</p> <p>7. 届出連絡先 株式会社ABC 顧客相談センター 0120-XX-XXXX</p>	<p><b>所有者票(裏面)</b></p> <p>お客様記入欄</p> <p>※印刷は法定点検のための記入欄です。印刷は法定点検のための記入欄です。印刷は法定点検のための記入欄です。</p> <p>○特定保守製品所有者情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏名</td> <td>〒XXXXXXXXXX</td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒XXXXXXXXXX</td> <td>FAX番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>〒XXXXXXXXXX</td> <td>E-mailアドレス</td> <td></td> </tr> </table> <p>※印刷は法定点検のための記入欄です。印刷は法定点検のための記入欄です。印刷は法定点検のための記入欄です。</p> <p>○所有者登録情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏名</td> <td>〒XXXXXXXXXX</td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒XXXXXXXXXX</td> <td>FAX番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>〒XXXXXXXXXX</td> <td>E-mailアドレス</td> <td></td> </tr> </table> <p>※印刷は法定点検のための記入欄です。印刷は法定点検のための記入欄です。印刷は法定点検のための記入欄です。</p> <p>※印刷は法定点検のための記入欄です。印刷は法定点検のための記入欄です。印刷は法定点検のための記入欄です。</p>	氏名	〒XXXXXXXXXX	電話番号		住所	〒XXXXXXXXXX	FAX番号		連絡先	〒XXXXXXXXXX	E-mailアドレス		氏名	〒XXXXXXXXXX	電話番号		住所	〒XXXXXXXXXX	FAX番号		連絡先	〒XXXXXXXXXX	E-mailアドレス	
氏名	〒XXXXXXXXXX	電話番号																							
住所	〒XXXXXXXXXX	FAX番号																							
連絡先	〒XXXXXXXXXX	E-mailアドレス																							
氏名	〒XXXXXXXXXX	電話番号																							
住所	〒XXXXXXXXXX	FAX番号																							
連絡先	〒XXXXXXXXXX	E-mailアドレス																							



# 点検(有償)により安全確保に取り組んでまいります。

## 点検内容について

点検は特定製造事業者等が省令に定められた点検基準に基づいて作成した「点検の手引き」により実施されます。

## 点検員資格制度について

点検の実施にあたり、適正な技術レベルが確保されるようにするため、全ての点検員のスキルの適切なレベルの確保のために、必要十分な技術講習を適切に行うことが求められています。

お客様に安心して点検を受けていただけるように、平成21年4月1日より\*第三者認証機関による点検員資格制度が導入されます。

\*第三者認証機関：(財)日本ガス機器検査協会  
(財)日本燃焼機器検査協会

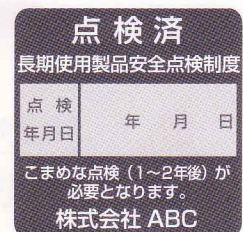
## 既製品について

法施行日(平成21年4月1日)前に製造・輸入された特定保守製品(既製品)についても、点検により安全確保に取り組んでまいります。

- 特定製造事業者等は、既製品を含め、特定保守製品の点検等の保守の体制を整備することとしております。
- 製品を長期に亘り使用している場合は、ご注意ください使用いただくとともに、安全上、点検することが望まれますので、特定製造事業者等にご連絡ください。また製品に異常があれば早急に使用を中止してください。
- 特定製造事業者等は、点検することが望ましい時期が到来した製品について、ホームページ等により情報提供することとしております。

## 点検済シールについて

長期使用製品安全点検制度に基づく点検を実施し、安全上支障がない場合、「点検済」シールを製品本体に貼付いたします。



点検済シール見本(実寸大)

## 長期使用製品安全表示制度について(平成21年4月1日施行)

電気用品の技術上の基準を定める省令が一部改正され、新たに長期使用製品安全表示制度が創設されました。(平成21年4月1日施行)この省令により、経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が製造事業者者に義務づけられます。

- |  |                             |
|--|-----------------------------|
| 1 換気扇<br>換気機能を有する<br>温水を利用するタイプの<br>浴室用暖房乾燥機を含む。 | 3 電気冷房機                     |
| 2 扇風機  | 4 電気洗濯機                     |
|  | 5 テレビジョン受信機<br>ブラウン管のものに限る。 |



【製造年】 20××年  
【設計上の標準使用期間】 △△年  
設計上の標準使用期間を越えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

## 特定製造事業者等(ガス・石油製品)の連絡先

(株)イソライト住機 本社	0767(62)3362	(株)ノーリツ	コンタクトセンター	0120(911)026
(株)ガスター 点検センター	0120(642)109	(株)ハーマン	点検受付センター	0120(780)137
(株)コロナ お客様相談室	0120(665)785	(株)パロマ	お客様相談室	052(824)5145
サンボット(株) お客様カード登録係	0120(911)064	モリタ工業(株)	サービス課	0120(446)252
(株)世田谷製作所 営業部管理課	03(3424)2121	リンナイ(株)	製品点検センター	0120(493)110
(株)タイハイ 本社	0256(92)7788	大阪ガス(株)	お客さまセンター	0120(0)94817
高木産業(株) 点検受付センター	0120(323)884	東京ガス(株)	お客さまセンター	03(3344)9199
長府工産(株) お客様窓口	0120(495)441	東邦ガス(株)	特定保守製品点検センター	0120(872)909
(株)長府製作所	0120(921)971			
(株)トヨトミ 販売業務部サービス課	052(822)1144			
ネボン(株) お客様相談窓口	046(247)3195			

\*上記特定製造事業者以外の製品は、当該メーカーへお問い合わせください。

[この制度に関する経済産業省ホームページ]

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/shouan/07kaisei.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html)

社団法人 **日本ガス石油機器工業会**

tel 03-3252-6101 fax 03-3252-6105  
<http://www.jgka.or.jp/>